

学則及び重要事項説明書

◀ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修課程) ▶

強度行動障害支援者養成研修事業について「京都府強度行動障害支援者養成研修指定取扱要綱」に基づき、次のとおり説明します。

この内容は重要ですから、十分ご理解の上、受講いただきますようお願いいたします。

研修実施事業者の概要	事業者指定	平成28年9月1日 京都府8障 第1146号
	名称	社会福祉法人 南山城学園
	所在地	京都府城陽市富野狼谷2番地1
	代表者の氏名	理事長 磯 彰格
	連絡先	(TEL) 0774-54-7210 (FAX) 0774-54-2117
	基本財産・資本金	502, 503万円
	研修担当部署	[担当部署名] 法人本部 事務局 [所在地] 京都府城陽市長池五社ヶ谷14-1 [責任者氏名] 伊藤 裕之 [担当者氏名] 佐々木明子 (TEL) 0774-54-7210 (FAX) 0774-54-2117
主な事業	障害者支援施設の経営 障害福祉サービス事業及び相談支援事業の経営 保育施設の経営 他	

研修の概要	研修指定	令和5年5月12日 京都府5障701号	
	研修の名称	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修課程)	
	実施方法	通学・直営	
	研修の目的	強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。	
	取得できる資格の名称	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了	
	実施場所	講義	オンデマンド講義(YouTube配信により講義視聴、その後、課題提出)
		演習	JA京都都会館及び市民交流プラザふくちやま
	募集期間	京都府指定日～令和5年8月15日(火)但し、定員になり次第締め切り。	
	研修期間	令和5年7月12日(水)～令和5年9月11日(月)	
	カリキュラム・日程	別添「研修内容及びカリキュラム表」(第2号様式)のとおり。 講義はオンデマンド配信と課題作成 演習は対面方式で実施	
	講師の氏名	別添「講師一覧表」(第3号様式)のとおり。	
	免除教科と免除要件	無	
	研修修了の認定方法	別添「研修修了の認定方法」のとおり。	
	受講資格	障害福祉サービス事業所等において、知的障害・精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者	
	受講定員	210名(演習定員は、各日70名)	
	受講料等	21,000円(消費税込み)	
	申込・支払方法等	インターネットによる所定の申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出。	
	その他諸費用	なし	
	使用するテキスト	『行動障害のある人の「暮らし」を支える』(中央法規出版社発行) テキストは受講者で用意ください。(中央法規出版より斡旋があります)	
	解約条件等		
	利用者からの解約	学則及び重要事項説明書の記載事項と著しく相違する研修内容の場合。 その他、受講生のやむを得ない都合による場合。	
	事業者からの解約	受講態度が著しく悪い者。他の受講生に迷惑な行為をする者。 能力的に受講困難であると判断した場合。 出席代理押印等、不正行為が発覚した時は、直ちに解約する。	
苦情等の窓口	[担当部署] 法人本部 事務局 [担当者名] 岩田 貞昭 (TEL) 0774-54-7210 (FAX) 0774-54-2117		
備考	*本研修を修了することで算定できる加算要件等については、平成27年度障害者福祉サービス報酬改定に関する厚生労働省の通知をご確認下さい。		
	*手話通訳が必要な場合は、通訳者手配の関係上、演習は8月30日(水)で対応いたします。		
	*本研修を修了することによって、行動障害支援者養成研修について修了したものとみなされますが、実務経験年数が不足していると、強度行動障害支援者養成研修を修了しても、行動援護事業所において、直ちにサービス提供責任者又は、従業員になれない場合があります。		